

専決処分報告（訴えの提起）

平成28年（2016年）2月17日提出

札幌市長 秋元克広

市長において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記

本市は、裁決取消等請求控訴事件1件について、次のとおり控訴を提起する。

専決処分年月日 事 件 名 相 手 方	事件の概要	控訴の趣旨
平成28年2月9日 札幌高等裁判所 （事件番号未定） 裁決取消等請求控訴事件 有限会社エムオフィスワン	<p>相手方所有の家屋に係る固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申出に対し、札幌市固定資産評価審査委員会が平成24年12月6日付けで行った棄却の決定の取消し、損害賠償金の支払等を求めて相手方（原告）が本市及び北海道を被告として提起していた訴訟（札幌地方裁判所平成25年（行ウ）第3号裁決取消等請求事件）について、平成28年1月28日付けで、当該決定の一部を取り消すとともに、本市及び北海道に対して損害賠償金（本市については、174,100円）の支払を命じるなどの判決が言い渡された。</p> <p>原判決は、本市として容認できるものではないため、控訴を行った（訴訟物の価額174,100円）。</p> <p>なお、専決処分の対象となった事項は、当該控訴のうち、原判決の損害賠償金の支払に関する部分である。</p>	(1) 原判決中、本市（控訴人）の敗訴部分を取り消すこと。 (2) (1)の部分について、被控訴人（第一審原告）の請求を棄却すること。